

全国登録小型船舶教習所協議会規約

令和5年11月28日

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、全国登録小型船舶教習所協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を神奈川県横浜市（一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会本部内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、登録小型船舶教習所の開催に必要な諸条件の検討を行い、登録小型船舶教習所の健全な運営と小型船舶操縦免許の普及に係る事業を実施し、小型船舶免許業界の発展に貢献することにより、海難防止及び海上交通の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 登録小型船舶教習所の発展に関する情報交流・意見交換促進事業
- (2) 全国及び各地域における登録小型船舶教習所の健全な運営に関する企画調整事業
- (3) 小型船舶操縦免許の普及に係る事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び役員

(会員)

第5条 本協議会は、別表1の会員をもって構成する。

(経費の負担)

第6条 本協議会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は会員になった時及び毎年、年会費として12,000円を納入することとする。

(役員)

第7条 本協議会の役員は、別表2の役員をもって構成する。

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は、本協議会の決議によって会員から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第9条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、法令及び規約で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第10条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び規約で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、本協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第11条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する本協議会の終結の時までとする。

2 理事及び監事の任期途中の退任に伴い選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第4章 会 議

(会議)

第12条 協議会の会議は、本協議会、地区協議会及び理事会とする。

2 会議は、原則として全て公開し、協議会の会員は傍聴できるものとする。但し、それぞれの会議を代表する者が認めた場合には、その他の者も傍聴できるものとする。

第5章 本協議会

(本協議会)

第13条 本協議会は、協議会の最高議決機関とする。

(本協議会の開催)

第14条 全国的に、毎年度数回を定期的で開催する。

(本協議会の招集)

第15条 本協議会は、会長が招集する。

2 本協議会を招集するには、少なくとも会議開催の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、会員に文書をもって通知しなければならない。

(本協議会の議長)

第16条 本協議会の議長は、会長をもって充てる。

(本協議会の議決)

第17条 本協議会の議事は、十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席している会員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

第6章 地区協議会

(地区協議会)

第18条 各地域において地域の登録小型船舶教習所の健全な運営に関する事案や、本協議会に諮るべき事項を審議するために地区協議会を設置する。

(地区協議会の開催)

第19条 必要に応じ開催可能とする。

(地区協議会の招集)

第20条 当該地区の会員は、開催を希望する場合には会長に申し出る。会長は、開催の可否を決定し、当該地区の会員に対し、少なくとも会議開催の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、会員に文書をもって通知しなければならない。

(地区協議会の議長)

第21条 地区協議会の議長は、当該地区の責任者をもって充てる。

(地区協議会の議決)

第22条 地区協議会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席している会員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

第7章 理事会

(理事会)

第23条 協議会全体の活動方針の骨子を策定し、本協議会に諮るべき事項を審議するために理事会を設置する。

(理事会の開催)

第24条 必要に応じ、本協議会開催前に定期的開催する。

(理事会の招集)

第 25 条 いずれかの役員の開催希望に応じ、事務局が役員に対し、少なくとも会議開催の 1 週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、役員に文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 26 条 理事会の議長は、会長をもって充てる。

(理事会の議決)

第 27 条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席している役員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

第 8 章 事業年度及び会計

(事業年度)

第 28 条 協議会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 協議会の事業計画書、収支予算書及び資金調達等を記載した書類については、毎事業年度開始前までに、会長が作成し理事会の決議により承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 30 条 協議会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。

第 9 章 雑 則

第 31 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 11 月 28 日から施行する。

別表1 会 員（令和6年11月14日現在）

1. 正会員（順不同）

ビーエルエス東北（高桑幸蔵）
有限会社東北小型船舶免許センター
株式会社日本船舶職員養成協会東北
株式会社ロイヤルコーポレーション
船舶免許サウスランド合同会社
一般財団法人日本船舶職員養成協会関東
有限会社ブライトマリン
株式会社ポートチャビーズ
株式会社ミナモ
一般財団法人日本船舶職員養成協会中部
シーマンズボート免許（丹羽隆）
海ナビ株式会社
山陽マリンコンサルティング株式会社
一般社団法人全国小型船舶教習所連合会
株式会社滋賀ボート免許センター
一般財団法人日本船舶職員養成協会近畿
一般財団法人尾道海技学院
一般財団法人四国船舶職員養成協会
一般財団法人関門海技協会
堀川船舶株式会社
株式会社日本海洋資格センター
株式会社ボート免許センター
株式会社まどか海事事務所
有限会社沖縄マリン
株式会社エコ・ピット
日海株式会社
株式会社茨城海技学院
東京ベイボートアカデミー株式会社
ドルフィン船舶免許センター株式会社
一般社団法人日本海上交通安全協会
株式会社J E I S 北海道教習センター
株式会社マリンリンクス
株式会社オーシャン登録小型船舶教習所
株式会社バルコムマリン
株式会社大阪府モーターボート連盟
株式会社オーシャンパーティー

2. 賛助会員（順不同）

北海道小樽水産高等学校
北海道函館水産高等学校
北海道厚岸翔洋高等学校
青森県立八戸水産高等学校
岩手県立高田高等学校
宮城県水産高等学校
宮城県気仙沼向洋高等学校
福島県立小名浜海星高等学校
神奈川県立海洋科学高等学校
千葉県立銚子商業高等学校
千葉県立館山総合高等学校
千葉県立大原高等学校
茨城県立海洋高等学校
東京都立大島海洋国際高等学校
静岡県立焼津水産高等学校
愛知県立三谷水産高等学校
海上自衛隊第1術科学校
鳥取県立境港総合技術高等学校
山口県立大津緑洋高等学校
沖縄県立沖縄水産高等学校

3. 特別会員

一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

別表2 役員

役職	氏名	所属及び役職
会長	寺岡 晋作	株式会社ロイヤルコーポレーション 代表取締役
副会長	中野 隆	株式会社日本海洋資格センター 代表取締役
副会長	有吉 正己	一般財団法人日本船舶職員養成協会関東 代表理事
理事	櫻井 謙一	株式会社滋賀ボート免許センター 代表取締役
理事 (事務局)	池上 宏	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 常務理事
監事	釜井 由景	一般財団法人尾道海技学院 専務理事
監事	小池 文夫	一般社団法人全国小型船舶教習所連合会 代表理事